（様式第１号）

第２回沖縄空手少年少女世界大会ポスター使用申請書

　　　年　　　月　　　日

沖縄空手世界大会実行委員会会長　　殿

郵便番号・住所：

事業者・団体名等：

代表者職・氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

第２回沖縄空手少年少女世界大会ポスターを使用したいので、下記のとおり申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 使用目的 |  |
| 使用方法 |  |
| 販売・非売の別 |  販売（予定販売価格　　　　　円）　／　　非売 |
| 使用期間 |  　　　年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日 |
| 使用数量 |  |
| 連絡先 |  担当者名： 電話番号：　　　　　　　　　　　　　　　　　 E-MAIL： |

添付書類

⑴　使用する制作物、露出物、商品等の見本（見本が添付できない場合は、その写真等）

⑵　会社概要（個人の場合はプロフィール等）、事業内容のわかる資料（様式第２号）

第２回沖縄空手少年少女世界大会ポスター使用許諾書

沖空委第 　　　号

令和　　　年　　　月　　　日

（申請者）　　　様

沖縄空手世界大会実行委員会会長　　名

　年　月　日付けで申請のありました第２回沖縄空手少年少女世界大会ポスターの使用について、許諾します。

なお、使用に当たっては下記の点に留意してください。

記

１　大会ポスターの使用は、許諾を受けた使用内容の範囲内での使用に限る。

２　大会ポスターの使用に係る制作物、露出物、商品等の完成品を提出すること。

３　使用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできない。

４　大会ポスターを用いた制作物、露出物、商品等を使用、販売する際は、当該制作物等に本許諾書に記載された文書番号（沖空委第○号）を明示すること。

５　使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、本実行委員会は一切の責任を負わない。

６　申請書の記載内容に虚偽があった場合及び不正な使用等が認められた場合、使用者に対し是正を求めるための警告を行う。

７　使用者、前項の警告に応じない場合には、許諾の取消し、その他必要な措置を執る場合がある。

８　許諾が取り消されたときは、許諾取り消しの日から使用することはできない。また、取り消しにより使用者に生じた損害について、本実行委員会は一切の責任を負わない。

９　大会ポスターの適切な使用を図るため、使用の状況等について報告を求め又は必要な調査を行うことがある。

（様式第３号）

第２回沖縄空手少年少女世界大会ポスター使用許諾内容変更申請書

　　　年　　　月　　　日

沖縄空手世界大会実行委員会会長　　殿

郵便番号・住所：

事業者・団体名等：

代表者職・氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　年　月　日付け沖空世委第　　号で許諾を受けました第２回沖縄空手少年少女世界大会ポスターの使用について、下記のとおり内容を変更したいので申請します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 許諾を受けている内容（全て記載） | 変更をする内容（変更箇所のみ詳しく記載） |
| 使用目的 |  |  |
| 使用方法 |  |  |
| 販売・非売の別 |  |  |
| 使用期間 |  |  |
| 使用数量 |  |  |
| 連絡先 |  |  |

添付書類

⑴　変更する内容がわかる制作物、露出物、商品等の見本（見本が添付できない場合は、その写真等）

⑵ 当初の使用許諾書の写し（様式第４号）

第２回沖縄空手少年少女世界大会ポスター使用変更許諾書

沖空委第　 　　号

令和　　　年　　　月　　　日

（申請者）　　様

沖縄空手世界大会実行委員会会長　　名

　年　月　日付けで変更申請のありました第２回沖縄空手少年少女世界大会ポスターの使用について、変更を許諾します。

なお、使用に当たっては下記の点に留意してください。

記

１　大会ポスターの使用は、許諾を受けた使用内容の範囲内での使用に限る。

２　大会ポスターの使用に係る制作物、露出物、商品等の完成品を提出すること。

３　使用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできない。

４　大会ポスターを用いた制作物、露出物、商品等を使用、販売する際は、当該制作物等に本許諾書に記載された文書番号（沖空委第○号）を明示すること。

５　使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、本実行委員会は一切の責任を負わない。

６　申請書の記載内容に虚偽があった場合及び不正な使用等が認められた場合、使用者に対し是正を求めるための警告を行う。

７　使用者、前項の警告に応じない場合には、許諾の取消し、その他必要な措置を執る場合がある。

８　許諾が取り消されたときは、許諾取消しの日から使用することはできない。また、取消しにより使用者に生じた損害について、本実行委員会は一切の責任を負わない。

９　大会ポスターの適切な使用を図るため、使用の状況等について報告を求め又は必要な調査を行うことがある。